

平成20年10月30日制定
平成23年 6月16日改訂

当組合の事業活動における

独禁法コンプライアンスに関する指針

全国厚板シェアリング工業組合
理事長 高木 建

当組合は、平成18年度以降独禁法コンプライアンスの遵守を重点課題の一つとして取り上げ、この点検を順次行い、履行に努めてまいりました。

しかしながら、近年、急速な経済活動のグローバル化の進展とともに、国内外での競争法の執行強化の動きが加速し、遵守の要請が様々な面から強まっております。

このため、当組合として、下記の基本方針に基づき、改めてコンプライアンスの再徹底を図ることと致します。

記

(基本方針)

1. 諸会議の議事内容について

- ・過去の実績に関する報告・確認は従来通り実施するが、先の見通しに関してはあくまで概括的な報告にとどめる。
- ・目標価格の設定や生産調整と解されるような発言は一切行わない。
- ・個社情報については、共通の目標と解されるような説明は一切行わない。
- ・議題は、事前に参加者に書面で通知し、その範囲で議事を進める。
- ・報告内容をホームページ、機関誌に掲載することにより、組合員のみならず需要家を含め広く公開する。

2. 会議用資料について

- ・生産、出荷、在庫、稼働状況等の集約された実績、概括的な需要動向、スクラップ動向のみを掲載する。
- ・資料は組合事務局が一元的に保管し、保管期限は5年とする。

3. 議事録の作成、保管について

- ・必ず議事録を作成し、文書責任者として組合事務局が保管し、保管期限は5年とする。

4. 定期的な点検（モニタリング）について

- ・本部各部会に、常時事務局長が参加し、運営内容を点検するとともに、必要に応じ口頭又は文書によりコンプライアンスを促す。

5. 支部活動についても、本指針に基づき運営する。

同時に以下の点を考慮する。

- ・各地区の支部長は、当該地区における各部会議事録のチェック・保管を行うとともに、事務局長に報告する。

6. コンプライアンス体制

- ・当組合事務局長をコンプライアンスに係る責任者とし、その施行状況を理事会及び総会に報告し、承認を得ることとする。
- ・また、コンプライアンスに関する情報・意見収集や、それに基づく本指針の見直し、周知方法等の検討は、総務委員会が行う。

以 上